

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和6年 7月 11日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市伏見区横大路下三栖梶原町53	京 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 代表取締役社長 松本 真治

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	155 台	0 台	0 台	155 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	191 台	台	1 台	190 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.3	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	工場内のフロンを使用している機器リストを作成している。また、簡易点検、定期点検の実施している。							
	廃 棄 時	業者による修理、交換、フロンの回収を行っている。交換した機器はリストから除く。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	フロンの漏洩防止のために、フロンガス簡易点検・定期点検の実施している。							
	廃 棄 時	業者によるフロンの回収を行っている。回収後は行程管理表を貰って管理保管している。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	新しく導入するものについては検討する。								
特記事項	なし								

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。